

承第1号

専決処分の報告及び承認について

三島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

平成23年5月18日提出

三島市長 豊岡 武士

三島市専第4号

専 決 処 分 書

三島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

三島市国民健康保険条例（昭和34年三島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「38万円」を「42万円」に改める。

第9条中「第72条の5」を「第72条の4」に改める。

附則第4項を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定及び附則第4項を削る改正規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第1項の規定は、平成23年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成23年3月31日

三島市長 豊岡 武士